

(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第16回平成21年7月22日開催 午後7時00分から午後9時06分 第2委員会室

出席委員 辻山座長

区民検討会議 : 高野副座長、井上委員、喜治委員、斉藤委員、野尻委員、樋口委員

議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員

行政・専門部会 : 藤牧副座長、木全委員、加賀美委員、中澤委員、佐藤委員、折戸委員

傍聴者 2名

1 本日の進め方について

- (1) 条例の基本的考え方(総則)の変更点について
- (2) 住民(区民)の権利と責務について
- (3) 今後の検討連絡会議の進め方について

2 議題

- (1) 条例の基本的考え方(総則)の変更点について

藤牧副座長・行政(専門部会)から

ア 目的

目的の構成について、(1)から(3)まで並列に列挙しているが、(1)、(2)と(3)の関係性について、今後もう少しわかりやすく表記したいと考えている。

イ 用語の定義

冠頭詞「区内で」を削除した。

変更後の区民の定義: 区内に住所を有する人、働き学ぶ人、地域活動を行う人。

区内で事業を営む事業者、活動する地域活動団体。

「土地所有者、利害関係者」については、今後詰めていく。

ウ 基本理念・基本原則

自治のめざすものにおける、「住民福祉」の捉え方について「誰のため」ではなく「何のため」という視点で今後議論することとした。修正の可能性あり。

根本副座長(議会)から

ア 用語の定義

「区民・区民等・事業者・協働」から「住民・区民」に変更した。

2順目の議論で、31万(住民)区民と80万(働く・学ぶ)区民を等しく捉えるということだけではなく、今後「住民」という項目が出てくるのが想定されることから「住民」を定義した。

質疑、意見交換

「住民」及び「区民」について質疑、意見交換を行った。

公の施設の利用権、「住民自治」と「団体自治」などについて議論した。

座長より

記録について

それぞれの議論の中で「どんなことが提案」され、「概ねそういう方向だ」ということを記録しながら、「修正表(三者比較表)【資料1】」を積上げていきたい。

「区民」「住民」について

選挙権を有する「区民」とした場合は外国人区民が排除され、「住民」とすれば外国人も含まれることとなる。このようなことをきちとした「枠組み」として考えなければならない。この条例を読む人に齟齬を与えてはならないので、「区民」と「住民」を気にしながらやっていきたい。

行政・議会・区民検討会案への問題提起

行政...区民の定義のところ「区民」という言葉を使い、基本理念のところでは、「住民自治」と違う言葉を使っている。これについての説明が必要である。

議会...用語の定義で「住民」と「区民」を分けた、そして、理念では「市民主権」と広い概念を使っている。

区民検討会議...今のところ「区民」を基本とする。しかし、理念のところでは「住民自治」という言葉が使われている。

区分 A(三者案比較表【資料1】)について、『早急に調整を要すること』を意識して欲しい。

(2) 住民(区民)の権利と責務について

高野副座長及び区民検討会議委員から(検討過程)

区民検討会議では、まず4班に分かれて討議した。

まず、自分たちの班では「義務には触れず、区民の権利責務とする。」意見や、また、「住民には、区民とは違う主張する権利と義務がある。」という意見があったが、大きく捉えて「区民の権利と責務」で考えていくこととした。

「区民と違う濃い住民がいる。そのものには、より強い権利がある。当然義務も負う。」という考えの方もいたが、権利と責務に分けてそれぞれ考えることとし、考えながら区民と住民をどのように分けていくかを議論することとした。

権利については、情報の共有、安全安心の生活、伝統ある文化の保全と継承、議会への提言、行政サービスを受けるなどとしている。

責務については、環境の保全、自己の発言、税負担、次の世代に配慮し持続可能な地域社会の構築などを議論した。

人権が尊重(相互)される権利と責務を有する。地域社会のルールを守る責務を有する。区政に参画し、協働する権利を有する。協働については責務と捉える考えもあるが、権利として捉えたい。

権利と責務と「役割」についての議論があった。住民「町会、自治会、地区協議会」がまちづくりと区政への参加する権利、議会に対する提案する権利など。区民は、日本の慣習と伝統文化を守る責務がある。区民は、子どもの権利を尊重し、健やかに育つ環境を整備する責務がある。この条例を遵守する責務等々、今後、各班の意見をまとめ運営会案を作成し、運営会案をたたき台にして、区民検討会議案を作成する。

根本副座長から

理念条例とし、誰にも分かるものとし、4つの権利に絞りこんだ。また、「責務」という言葉を使わず「役割」とした。

区民の権利

- ・政策を提言する権利を有する。
- ・サービスを享受する権利を有する。
- ・区政に参画し協働する権利を有する。
- ・情報を知る権利を有する。

区民の役割

- ・区民は主権者としての権利を相互に尊重すること。
- ・行政サービスへの応分の費用負担をすること。
- ・事業者は地域社会と協調し、区の発展に寄与するよう努める。
「事業者は」と入れたのは、地域社会に貢献する役割(責務に近い)を自覚してもらうということ。

藤牧副座長から

区民を広く捉えた。憲法・自治法等個別の法律にないものを「区民の権利」として入れていくということを専門部会の共通認識とした。

区民の権利

- ・区政に関する情報を知る権利
- ・区政運営に参画する権利 総称して「参画」とした、これは、提案・住民投票などから。

区民の責務

- ・基本理念に基づく地域社会の実現に向けて、将来世代にも配慮して取り組むよう努めること。
- ・互いの自由と人格を尊重し合い、参画と協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。

質疑・意見交換

- ・区民の義務か責務か役割か。役割にすると甘くなるのでは、責務の方がよいのでは。
- ・基本的には主権者である区民が信託した区長・議員がそれ以外の行動をすることを制約するものと捉えれば、区民の責務・役割を最小限にすべき。
- ・義務とはせず、ルールを守ることから責務とした。基本条例のぶらさがり・関連条例はどこにあるのか区民はよく分からない。

- ・「住民」を守るため「働き、学ぶ人」にも一定のことを守って貰うことから責務とする必要がある。今、住んでいる住民を守る条例に。
- ・「議会から区民責務というのは」ということで「役割」とした。「責務」がいけないということではない。
- ・行政案の区民の責務で「互いの自由と人格を尊重し合い、参画と協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。」について「互いの自由と人格を尊重し合い」と「参画と協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。」というのは並列なのか、また、「自らの発言と行動に責任を持つこと。」というのは、普段の日常においてなのか、「参画と協働に当たり」に限定されるのか。
- ・前段の質問は並列、後段の質問は「参画と協働に当たっては自らの発言と行動に責任を持つ」の主旨である。
- ・共通のルール、守るべきルールのような意味で「役割」とした。「責務」でなく「役割」としたことには理由がある。

座長より

自治基本条例というのは、区民がこうあるべきだと定めるものか。自分たちが選んだ政府を形成する権力を暴走させないものとするのか。

信託論にたつた、信託した者がきっちと報われる、立憲主義で貫くのか。又は、ここは我々のコミュニティなのだから、ルールを作り、次の世代のために良い地域社会を残していこう、とするのか。基本的なイメージの問題にもかかわることとなる。

法律に決まっていることだからという話が先ほどあったが、憲法・法律の補完的なものとして位置付けるか、地域でくらし、働く者の全体の憲法とするのかについても詰めておくことが必要である。

(3) 今後の検討連絡会議の進め方について

座長より

今後、検討する項目としては、行政(執行機関)や議会の役割・責務については「住民の権利・責務」が固まってから入っていく方が良いのではないか。

次のテーマは、「区政への住民参加の仕組み」(区民・議会・行政項目一覧の区分のE)とする。

次回、9月3日の会議では、今日の議論を半分(の時間を)使って再度検討し、時間があれば住民参加に入っていく。

3 次回の検討連絡会議の開催

- (1) 開催日 9月3日(木)
- (2) 開始時間 19時～
- (3) 場 所 第2委員会室

(以上)